

営業秘密侵害罪に係る刑事訴訟手続における営業秘密の保護のための措置について

産業構造審議会知的財産政策部会「技術情報の保護等の在り方に関する小委員会」事務局からは、営業秘密侵害罪に係る刑事訴訟手続における営業秘密の保護のための措置について提案がなされているが、これについては、以下のとおり種々の問題がある。

1 議論の前提（各措置に共通する問題点）

不正競争防止法には、不正競争による営業上の利益の侵害に係る民事訴訟手続について、一定の要件の下で当事者尋問等を非公開で行うことができる旨の規定が置かれているが（第13条第1項）、下記のとおり、刑事訴訟手続においては、裁判の公開の要請が特に強いというべきであり、これを制約する措置を設けることについては、慎重な検討が必要である。

(1) 裁判の公開の原則は、裁判の公正を確保するための基本的な原則であるところ、刑事裁判は、人権制約の最たるものである刑罰を科すための手続であって、被告人の人権保障の観点から、裁判の公正が特に強く求められる。

(2) 憲法上も、

第82条第2項ただし書は、一定の刑事事件の対審を絶対的公開の対象としているが、民事事件は絶対的公開の対象としていないこと（同項ただし書の「この憲法第三章で保障する国民の権利が問題となっている事件」については、「政治犯罪」及び「出版に関する犯罪」と並べて規定されているところから、民事事件は含まず、刑事事件を指すものと解されている。）

刑事裁判については、民事裁判とは異なり、第37条第1項においても、「公開裁判」を受ける権利を明確に規定していること

第34条後段は、刑事裁判そのものについてではないものの、勾留理由の開示について、「公開の法廷」で行わなければならない旨明確に規定していること

など、刑事裁判と民事裁判では、その公開について明らかに差異が設けられていると考えられる。

(3) 刑事裁判については、裁判の公開に関する憲法の規定を受けて、刑事訴訟法にも、公判手続を公開の法廷で行う旨の規定が置かれているが（同法第282条第1項は、「公判期日における取調は、公判廷でこれを行う。」と規定しているところ、ここにいう「公判廷」とは、原則として公開されている状態にある法廷をいうものと解されている。）、民事訴訟法にはそのような規定は置かれていない。

(参照条文)

日本国憲法

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

・ (略)

第82条 裁判の対審及び判決は、公開法廷で行ふ。

裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第3章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

2 営業秘密事項の秘匿措置について

(1) 刑事訴訟法第290条の2第1項及び第2項の規定による被害者特定事項の秘匿決定を模倣したものと思われるが、以下のとおり、被害者特定事項の秘匿決定とは大きな違いがある。

すなわち、被害者特定事項は、犯罪事実の特定上不可欠なものであり、起訴状等に必ず記載され、朗読の対象ともなることから、被害者の名誉、プライバシーを守るため、公判廷でこれを明らかにしない措置が必要となるのであって、ここに秘匿の必要性が認められる。他方、通常は、被害者の身元が訴訟の争点と関連することはなく、これを秘匿することとしても、犯罪事実の立証や被告人の防御に支障を生じることは考えられないのであって、ここに秘匿の許容性が認められる（もっとも、被害者特定事項に言及することが犯罪事実の立証上

必要な場合や、被害者特定事項を秘匿することとすると被告人の防御に支障が生じる場合には、被害者特定事項を秘匿することとするは許されない。)。

これに対し、営業秘密侵害罪については、営業秘密であるとされているものの営業秘密性に争いが無いなど、営業秘密の内容が争点とならない場合には、起訴状等では、単に「営業秘密である 製品の製造方法」というように特定すれば足りると考えられるところ、これは現在でも可能である。そして、訴訟関係人が、訴訟の争点でもないのに営業秘密の内容に言及しようとした場合には、裁判所は、関連性・必要性なしとして制限することができると考えられる。他方、営業秘密とされるものの内容が訴訟の争点と関連し、その内容に言及せざるを得ない場合には、これを秘匿することとすると、犯罪事実の立証にも、被告人の防御にも支障が生じると考えられる上、訴訟の実質的内容を明らかにしないこととなり、裁判の公開の原則にも抵触することとなる。

(2) 裁判所が、営業秘密事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をするだけでは、どのような事項が秘匿の対象となるかが判然とせず、その外延が不明確であり、訴訟関係人としても、いかなる事項に言及してはならないのかが判断できなくなり、被告人の防御権を侵害するとともに、円滑な訴訟進行を妨げるおそれがある。

(3) 営業秘密事項を秘匿するための言い換え措置も提案されているが、営業秘密とされるものの内容が訴訟の争点と関連する場合には、これを言い換えることとすると、訴訟の核心部分であるにもかかわらず、その内容に言及することができないこととなり、犯罪事実の立証にも、被告人の防御にも支障が生じると考えられる上、訴訟の実質的内容を明らかにしないこととなり、裁判の公開の原則にも抵触することとなる。

3 期日外尋問について

(1) 刑事訴訟法第281条の規定による期日外尋問については、公判廷を開くことを回避する目的でこれを行う場合には、刑事訴訟の基本原則の一つである裁判の公開原則をせん脱することになることから、そのような利用は許されないとするのが一般的である。営業秘密が公判廷で明らかにされるおそれがあることを理由として期日外尋問を実施できることとするのは、正に、公判廷を開く

ことを回避する目的で期日外尋問を利用しようとするものであって、上記のような一般的な理解に反するとともに、裁判の公開の原則と抵触する疑いが極めて強い。

- (2) 期日外尋問を実施したとしても、その結果を証拠とするためには、公判期日において証人尋問調書を取り調べなければならないのであり（刑事訴訟法上、書証の取調べの方法は朗読が原則である上、要旨の告知で取調べを行うとしても、営業秘密の内容が当該事件の争点と重要な関連性を有する場合などには、裁判公開の原則との関係から、要旨の告知において、営業秘密の内容をすべて告知せずに省略することは許されないと考えられる。）、期日外尋問の内容を秘匿できるわけではない。
- (3) 仮に証人尋問を期日外で実施しても、被告人質問や弁護人の弁論については、期日外で実施することは不可能であるため、結局、それらの過程で営業秘密が明らかにされるおそれがあるのであって、実効性にも疑問がある。
- (4) 上記(2)及び(3)のような事態を回避するために、期日外証人尋問調書の取調べや弁論等に際して営業秘密事項が明らかにされないようにする措置をとった場合には、証人尋問の実質的な内容が公判廷に顕出されないこととなり、裁判の公開の原則に抵触する疑いが極めて強い。

4 公開停止について

- (1) 憲法が規定する裁判の公開の原則に対する例外そのものであり、極めて慎重な検討が必要である。
- (2) 刑事裁判手続のうち、どの部分について公開停止を認めることとするのかが不明であるが、「刑事裁判手続を通じて営業秘密が明らかにされるおそれがあること」を理由として公開停止の措置をとり得ることとした場合には、例えば、営業秘密とされるものの内容が訴訟の重要な争点と関連する場合などには、結局、訴訟手続の開始から終了まで、すべての訴訟行為を非公開で行い得ることにもなりかねない。
- (3) 不正競争防止法等には、民事裁判における当事者尋問等の公開停止に関する規定があるが、刑事裁判は、人権制約の最たるものである刑罰を科すための手続であって、被告人の人権保障等の観点から、民事裁判以上に、裁判の公正が

強く求められることから，刑事裁判についての公開停止に関しては，民事裁判についての公開停止に関する規定における対象・要件よりも更に限定されたものについて，なお，これを許容する余地があるかどうか，慎重な検討が必要である。